

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県立アリーナ条例（令和4年香川県条例第26号）

- 1 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興並びに交流人口の拡大及びにぎわいの創出を図るための施設として設置する香川県立アリーナについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、当該施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第27号）

- 1 デジタル技術を活用し、官民共創により地域の課題解決を促進するため情報通信交流館に設置する施設の使用料等について、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第28号）

- 1 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の改正により、教員の免許状の更新制が廃止されたことに伴い、教育職員免許状有効期間更新申請手数料等を削除することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県立学校条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第29号）

- 1 「今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会」の報告を踏まえ、特別支援教育の理念の一層の理解推進を図るため、県立特別支援学校の各校の名称中「盲・聾・養護」に該当する部分を「視覚支援・聴覚支援・支援」に改めることとした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。